

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

池田市長 瀧澤 智子

市町村名 (市町村コード)	池田市 (204)
地域名 (地域内農業集落名)	長尾地区
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は450年余りの歴史と伝統を誇る植木産業が盛んな地域であり、農地の所有者が隣接している住宅に住んでおり農業を営んでいる。そのため、農地の所有権移転など現在までほとんどない地域である。アンケート結果では、約9割の農地が現状維持という結果となった。しかし、5割以上の農地で農業従事者が60歳以上、約5割の農地では後継者がいないという結果となったことから、将来的には高齢化により耕作者が減少し、遊休農地が増加することが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

従来からの基幹作物である植木の産地としての生産量を維持していく。住宅に隣接して農地があるため、今後も現状の農業を続けるが、遊休農地となる可能性がある農地については、担い手への集約・集積など検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.08 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.08 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

水利組合区域地図の長尾地区内の農地を基本とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
所有者の意向を踏まえて、認定農業者や新規就農者の栽培面積の拡大、担い手への農地集積などについて検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地貸借について条件を満たす農地については農地中間管理機構の活用を必要に応じて検討する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農地の活用について今後の見通しがつき次第、農作業効率の向上や生産力の維持を図るため、必要な基盤整備について検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、意向を踏まえながら担い手があれば、地域及び農業委員会などが連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく仕組みづくりについて検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
各個人が自身の営農形態を考慮した上で、農作業委託の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓ ①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

シカ被害防止ネットの配布
鳥獣被害防止対策事業へ補助金の交付